

監査委員公表第 489 号

平成21年12月25日付け監査第483号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月30日

大分県監査委員 阿 南 馨  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 井 上 伸 史  
 大分県監査委員 賀 来 和 紘

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(福祉保健部)		
社会福祉センター	平成21年9月16日 平成21年10月6日	<p>指摘事項</p> <p>公用車について、事故等報告がなされていないなど著しく不適正な管理の実態が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>社会福祉センター内に「財産(公用車)適正管理対策委員会」を設置し、①交通事故の実態を把握するため、全職員に対するヒアリングの実施、②「公用車管理マニュアル」を作成し、事故の発生を直ちに把握できる体制の整備、③公有財産に対する認識及び公務員としての自覚に関する研修の実施により、職員一丸となって再発防止に努めている。</p>
(教育委員会)		
大分教育事務所 (教育人事課)	平成21年9月15日から 平成21年9月17日まで 平成21年10月6日	<p>指摘事項</p> <p>市町村立学校の県費負担教職員に係る給与の支給において、現金支給に係る支払が著しく遅延しているものが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>県下の各学校、市町村教育委員会及び教育事務所等の関係機関に対して資金前渡職員口座に係る管理態勢の見直しや定期的な記帳の実施等、口座管理の徹底を図るよう通知するとともに、給与事務担当者に対する説明会や研修会における直接指導を徹底し再発防止に努めている。</p>